	㉑再生可能エネルギー発電事業における燃料(原料)調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）(注４０)		
	㉒再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注４１）		
	㉓補助金確定通知書（注４２）		
	㉔発電量調整供給契約申込書の写し（特定契約により供給する事業からの移行のみ）		
	㉕市場取引等により供給する方法を証する書類（特定契約により供給する事業からの移行のみ）		
	㉖自ら又は直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類（１０ｋW以上５０ｋW未満の太陽光発電設備の場合又は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ）		
	㉗その他１		
	㉘その他２		
	㉙その他３（注４３）		

第２表 申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分（注４４）	燃料名（注４５）	バイオマス比率（%）（注４６）	バイオマス比率考慮後出力（ｋW）（注４７）	備考（注４８）
A				
	計			
B				
	計			
C				
	計			
D				
	計			
E				
	計			
G				
	計			
バイオマス合計				
F				
	非バイオマス計			
ライフサイクルGHG算定値（注４９）	g-CO2/MJ-電力 （　燃料名　：　）			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注３）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。

（注４）　法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。

（注５）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注６）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。